

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年1月から同年3月までの期間及び平成10年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から同年3月まで
② 昭和52年1月から平成2年3月まで
③ 平成10年3月

私の国民年金への加入は、制度発足時に父親が母親と私の分を一緒に手続をし、申立期間①を含め、二人分の国民年金保険料を納めてくれていた。

申立期間②は会社退職後、自分で国民年金に再加入し、保険料を納付した。

申立期間③は60歳を過ぎて年金受給額を増やす意図で高齢任意加入し、毎月保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は3か月と短期間であるとともに、申立人の申立期間①前後の国民年金保険料は納付済みである上、昭和36年3月に申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の母親についても、申立期間に係る保険料は納付済みとなっていることを踏まえると、申立人の申立期間①の保険料についても申立人の父親が納付していたものと認められる。

また、申立期間③は、申立人は、「60歳を過ぎて、年金受給額を増やすために任意加入をした。申立期間の保険料は、送られてきた1枚の納付書を銀行に持参し納付した。当時の保険料月額は1万3,000円ぐらいであった。その後は12枚綴りの納付書で納付した。」旨を主張しているところ、i) 申立人は、平成10年3月6日を資格取得日として国民年金に高齢任意加入していること、ii) 申立人が納付したとする金額は、申立期間の国民年金保険料月額とおおむね一致している上、保険料納付に係る記憶も詳細かつ具体的であること、iii) 申立期間③以降の65歳到達時（資格喪失時）までの期間に未納

は無いことなどから、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間③の保険料についてのみ納付していないとは考え難い。

一方、申立期間②のうち、昭和 52 年 1 月から 59 年 6 月までは、59 年 9 月及び 60 年 11 月に国民年金の資格取得日が厚生年金保険の資格喪失日にさかのぼったことにより発生した未納期間と認められ、それまでは国民年金の未加入期間であったことから、当該期間の大部分について保険料の現年度納付はできなかったものと推認される上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②のうち、昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月までの期間、60 年 10 月から 61 年 3 月までの期間及び 62 年 1 月から平成元年 3 月までの期間については、それぞれ申請免除期間となっていることが確認でき、申立期間②を継続して保険料納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立期間②のうち、昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの期間、61 年 4 月から同年 12 月までの期間及び平成元年 4 月から 2 年 3 月までの期間については、それぞれ前後が申請免除期間であることを踏まえると、当該期間の国民年金保険料は納付されなかった可能性が高いと考えられる。

そのほか、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの期間及び平成 10 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年7月
② 昭和61年5月から62年3月まで
③ 昭和62年7月及び同年8月

私の国民年金は、国民年金制度発足当初から母親が加入手続をし、国民年金保険料も納付してくれていた。結婚する時に母親から国民年金は大事だから自分で納付するよう言われ、国民年金手帳を渡されたので、結婚後も未納にならないよう納付してきた。

申立期間①は、A町に転居した時に、役場で手続をし、納付書で役場に納付した。申立期間②は、役場に勤めていた同級生から電話で勧められ、手続をし、納付書で役場に納付していた。申立期間③についても、1、2度役場に納付に行った記憶がある。申立期間の納付を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は1か月と短期間である上、申立人は、A町への転居時に国民年金の加入手続を行い、納付書で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、A町の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所（当時）の特殊台帳によると、申立人の資格取得日は昭和55年7月20日となっていることから、申立期間①に係る納付書が発行されたものと推認でき、当該期間以後の4か月間の保険料は納付済みであることを踏まえると、申立期間①についても納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間②及び③について、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料の納付に関する記憶も曖昧であり、納付状況等が不明であるとともに、当該期

間は国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間②及び③以後に国民年金の未加入期間が散見される上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 653

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月及び同年 2 月

私は、会社を退職して転居した後に、区役所で国民年金の加入手続を行い、送付されてきた国民年金保険料の納付書ですべての保険料を納付した。厚生年金保険と国民年金は未納期間が無く、つながっていると思っていたので、申立期間の国民年金保険料が納付と記録されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、会社を退職して転居した後に、区役所で国民年金の加入手続を行い、送付されてきた国民年金保険料の納付書ですべての保険料を納付した旨を主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者記録及び申立人が所持している年金手帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 9 月ごろに、国民年金の資格取得日を 62 年 3 月 1 日として払い出されていることが確認でき、申立期間は未加入期間であることから、申立期間に係る納付書は発行されず、当該期間に係る保険料を納付することはできなかった可能性が高い。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から41年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から41年6月まで
申立期間の国民年金保険料は、父親が、私の国民年金の加入手続を行い納付したと思う。父親は几帳面だったので未納期間が無いように納付してくれたと思う。
申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親は既に死亡しており、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、「父親が、私の国民年金の加入手続を行い、未納期間がないように納付してくれたと思う。」旨を主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和43年8月ごろに払い出されていることが推認できる上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する領収書には、上記国民年金手帳記号番号が払い出された直後の昭和43年8月24日に、41年7月から43年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。